

令和5年6月7日

島根県健康福祉部

健康福祉総務課 村松 TEL : 0852-22-5326

健康推進課 片岡 TEL : 0852-22-5248

被爆者健康手帳所持者の介護保険サービス利用に係る 公費負担額（償還払）の誤支給について

被爆者健康手帳所持者（以下、「手帳所持者」）が介護サービスを利用した際の自己負担に対する助成費の支給にあたって、自己負担額から介護保険者が別途支給する高額介護サービス費の相当額を控除して支給すべきところ、控除せずに支給した事案がありました。

こうした事案が発生したことをお詫びいたしますとともに、再発防止に努めてまいります。

1. 介護保険等利用被爆者助成事業の概要

被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的に、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、「島根県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱」を定め、手帳所持者が介護保険法に基づく介護サービスを受けた際に、県が高額介護サービス費を控除した後の額に助成をするもの。（財源 国：1/2、県：1/2）

【参考】高額介護サービス費

一ヶ月の介護サービスの利用者負担の合計額が、一定の額を超え、高額な負担となった場合に、保険者に申請することで、その一定の額（自己負担限度額を超えた額）が払い戻される制度

2. 誤支給対象と誤支給額（H29年度～R4年度）

人数	件数	支給額（円）
18	321	2,381,995

※1人あたりの誤支給額 約1万円から40万円

3. 経過

- ① 令和5年1月 担当者が誤支給の存在を確認
- ② 令和5年1月 書類が現存する平成29年度以降に支給した906件について、調査を開始（高額介護サービス費の支給状況の確認）
- ③ 令和5年5月19日～ 誤支給の対象者と内容を特定し、対象者への陳謝と説明を実施（丁寧に経緯を説明のうえ、返還を求めていく）

4. 原因

高額介護サービス費の支給状況を介護保険者に確認した上で助成を行うよう国から通知されていたが、県の事務処理マニュアルにはその取扱を記載しておらず、助成費の支給にあたって高額介護サービス費の支給確認を行っていなかった。

5. 再発防止策

- (1) 改めて、手帳所持者へ高額介護サービス費の控除の取扱を含め制度を周知
- (2) 担当者向けの事務処理マニュアル等の改正と研修を実施